

米国における社会福祉の最近の動向

秋 山 智 久

社会が劇的に変動している場合に、その対応策の一つとしての社会福祉もまた新しい施策と方法とを激しく追求することは、社会福祉自体が一つの「生きているシステム」(living system)である以上、当然のことである。

「社会変動による社会福祉哲学」¹⁾ という表現がなされている程に、このような視点が現在要求されている。

とは言え、現在の米国社会に焦点を当てて、そこで起っている多くの社会福祉の動きを何らの基準でもって選び出して論じようとするには多くの困難が伴う。変動の多様性があり、米国社会の特殊事情があり、筆者の関心があるからである。

しかし、小論では一応、全米的な社会サービスの動きと地域におけるコミュニティ・アクションの変化と実践における社会福祉方法論統合の現状の三点に的をしぼって論じてみることにした。

I 社会サービスの変化

(1) 第6番目の人間サービス・システム

不況下の米国においても、日本と同様に社会福祉の各領域において“見直し”がなされているが、1975年1月にフォード大統領が署名した財源ひきしめのための改正法は今後の米国の社会サービスのあり方に大きな変化をもたらしていくことは確実である。Title XX²⁾と呼ばれるこの法律に対して、社会福祉関係者は連邦の財政援助を確保することを前提にしつつも、その内容においては一般的に好意的である。

1975年10月1日より施行されたこの法律をめぐって、社会福祉関係者の間で全米的な規模で検討がなされたのは、同年12月にニュー・オルリーonzで開催された「全米公的福祉協議会」の全体会議(National Round Table Conference)の時であった。

この会議においても、この法律は不況下の新現実主義(New Realism)と評価されたが、3人の論者の1人、コロンビア大学のA・カーン(Alfred Kahn)は、「社会サービスの新しい方向」と題して講演を行ない³⁾、彼のチームが行なっている8ヵ国⁴⁾の調査に基づいて、このTitle XXが、英国で言われている「対個人的社会サービス」(personal social services)⁵⁾に至る一つの方法だとして、米国の従来の社会サービスの欠陥を指摘しつつ、これを評価し意義づけている。

彼によれば、従来、伝統的に社会サービスとされていた五つのシステム((1)教育、(2)所得保障、(3)保健制度、(4)雇用とマンパワー、(5)住宅対策)の持つ欠陥を新しく充足するための「6番目の人間サービス・システム」(the sixth human service system)として、この「対個人的社会サービス」が、その概念・組織・管理・費用・役割分担・評価などにおいて盛んに検討されることを提案している。

3) Alfred Kahn, "New Directions in Social Services", *Public Welfare*, Vol. 34, No. 2, Spring 1976, p. 26.

4) 8ヵ国とは、カナダ、イギリス、フランス、西ドイツ、ポーランド、ユーゴスラビア、イスラエルと米国。

5) 前述の調査とは別に、カーンをも含む19人の米国の主として社会福祉政策関係の研究者・実践者・政府役人から成る調査団が、1973年6月に英国の「対個人的社会サービス」の現状などを中心に調査を行なった報告書がある。*Toward a Caring Society*, 1974. また、カーンは従来、「一般的社会サービス」(general social services)という呼称を使用してきたが、その具体的な内容を17点に要約したものとしては次の本を参考にされたい。Alfred Kahn, *Social Policy and Social Services*, 1973, p. 13.

1) Ruth R. Middleman and Gale Goldberg, *Social Service Delivery...A Structural Approach to Social Work Practice*, 1974, p. 6.

2) このTitle XXについては、萩原清子「社会サービスの今後の方向——その担い手としての公的社会福祉——」社会保険研究所『海外社会保障情報』No. 31, Oct. 1975. に詳しい。

カーンはこの「対個人的社会サービス」の特徴を「非市場的な基準によって得られるサービス」であるとして、その可能性に期待をいだきつつも、それが従来の米国のカテゴリー的な社会サービスに対して真の意味での伝統の破壊と新しいアイデア出現の契機になるか、あるいは単なる通過段階に過ぎないのかは、この Title XX による社会サービスの委譲が連邦政府から州政府に、さらに地方政府、近隣にいかに関与するかにかかっていることを指摘する。

米国の従来のカテゴリー的プログラム (AFDC, OASDHI など) は、多くの事例の寄せ集めであり、重複の危惧があって、サービスの統一がなしていくという欠陥や、一時期に特定のカテゴリーにのみ焦点をあてる傾向があったと言われる。そのような場合、劇的ではあるが短命なものに関心と費用がさかれることにより、そのようなニーズは重要であったとしても、結局、他のプログラムのバランスを崩すものであると批判されてきた。

「6番目の社会サービス」として組織されねばならぬものとしては、家族サービス、地域ベースの老人プログラム、コミュニティ・センターやセトルメント、主婦の問題、デイ・ケア、集団給食や車による給食サービス、障害者グループの自助的および相互援助的な活動、非行少年や援助の必要な児童の施設ケアと居住処遇、思春期へのアドバイス、若年労働者への保護的な居住設備、などがあげられる。

(2) 対個人的社会サービスの機能

これらのことを果すために必要な「対個人的社会サービス」の機能を列挙すれば、次のような点になる¹⁾。

- 1 社会化と発展への貢献……通常の平均的な人々への日常的な生活と成長の援助,
- 2 情報の配布とサービスへの接近の促進,
- 3 虚弱な老人や障害者、知恵おくれなどへの保障、コミュニティやそれに代る生活環境で機能するサポートに対する基本的なレベルでの社会ケアと援助,

4 機能的な能力を回復し、困難を克服するための、問題・危機・病理に面している個人や家族に対し、援助・カウンセリング・ガイダンスを与えること,

5 相互扶助や自助の支援、予防への活動、コミュニティ生活での問題の克服、サービスの計画,

6 最大限の効果をあげるための種々のプログラムやサービスの調整・統合。

財政をも含んだ連邦政府のイニシアチブ下に、州政府の役割を従来より拡大・明確化し、地方レベルでの「サービス配達システム」(service delivery system) を確立し、その中で公私の役割の調整をはかろうとする、この米国流の「対個人的社会サービス」が、単なる財政政策か、それとも地方のサービス・システムの改革となるかは、次のようなポイントが実行できるか否かにかかっている²⁾。

1 保健・教育・福祉省 (HEW) (とりわけ社会・リハビリテーション局 <SRS> 及び人間開発局 <OHD> の再整備を含む) の組織編成と新しい支援体制,

2 州におけるニーズ充足のための州レベルでのプログラムのデザインと組織編成,

3 対個人的社会サービスのための選択的なモデルを形成しようとする地方での実験,

4 サービスへの接近を促がす対策や実践全般、ケース統合のための準備などを結合する配達システムの調整,

5 核心となるような基本的な社会ケア・サービスの発展,

6 第一線のサービスの公的な運営とサービスによる出費に対する公的責任。

このような「対個人的社会サービス」を米国で推進するに当たって、現時点では Title XX は一般的にはまだ低く評価されているものの、やがて Title XX が「対個人的社会サービス」をオーソライズするようになるであろうとカーンは予言している。

1) A. Kahn, "New Direction in Social Services", p. 27.

2) Ibid., p. 32.

II マイノリティ・グループの活動 とコミュニティ・アクション

地域活動 (Community Action) ということが次第に言われ出したのは1960年代後半であるが、特に貧困戦争 (War on Poverty) の中で反貧困法として1964年8月に誕生した経済機会法 (Economic Opportunity Act) を推進する事務局(OEO)が、その仕事として始めたコミュニティ・アクション・プログラム (CAP) からである。その一環にコミュニティ・アクション機関 (CAA) があるが、これは特に目標とされた貧困地域でボランティアな市民団体を結成して、それを個人に対する社会サービスの直接的な対策に結びつけようとするものであった。CAA はその第一線の拠点としてネーバーフッド・サービス・センターを作ることであり、低所得層の目標地域での市民の慎重な組織作りを大きく発展させた。さらに1966年から67年にかけて、CAA が「地方主導型」の基金を用いて新しいセンターを作り、組織作りのための人員を配置したことは、地方でのコミュニティ・アクションに大きな影響を与えていった。

こうした市民自助団体 (Citizen Self Help Organization) に対するソーシャルワーカーの関心は強く、1966~67年より HEW や NASW に支援されて、そのための専門的なリーダー作りに力をそそいでいった。

しかし、すでに1967年に始まっていた予算削減と OEO の厳しい規制はこの活動を経済的に後退させたことと、また、後にのべるような専門的ワーカーに対する市民 (貧困地域の住民) の不信と NASW の保守性が生じてきたことから、やがてコミュニティ・アクションは地域でのリーダーによる、住民自らの闘争的な活動にと大きく変貌していくこととなった。その様子を北米住民と黒人に例をとって考察してみる。

(1) 北米原住民の活動

1974年5月にシンシナティ市で開催された第101回全米社会福祉大会 (NCSW) の総主題は「公正な社会に向けての動員」(Mobilizing for a Just

Society) であったが、このテーマにふさわしく、その総会で年次最優秀サービス賞を得たのは、アメリカ・インディアン・ソーシャルワーカー協会であった。この協会は、北米原住民 (Native American) の生活と地位の向上に尽したとして表彰されたのであるが、これまで、米国のソーシャルワーカー達は、この重要な分野における援助に失敗していたのである。

NCSW が、大会で北米原住民に関する問題を組織だててとりあげたのは、1887年8月の第14回大会 (Omaha) であるが¹⁾、その時の内容は、「アフリカ人とインディアンに対する我々の義務」とか「インディアンへの土地の配分」、「インディアンの教育」など、白人の優越感を示す恩恵的なものであった。

その時以来、北米原住民問題にソーシャルワーカー達が失敗を重ねてきた原因は、主として次の3点によるものであった²⁾。(1) 北米原住民の文化に対する理解の欠如³⁾、(2) 北米原住民に関するステレオ・タイプのイメージの保有、(3) 標準的なテクニックとアプローチの使用。

これらの失敗からワーカー達は、人種のルツボ米国における異なった文化的背景を持つマイノリティ・グループとの活動に関して多くのことを学んだ筈である (NCSW は当初マイノリティ・グループが殆ど皆無であった時から、今やその総数は構成員の40%にもなると言われている)。

つまり、異なった人種間における社会福祉の方法は、ワーカーの側の誠実さ、尊敬の念、その人々への本当の関心がある場合にのみ可能であり、ワーカーは自らの限界を認め、注意深く聴き、早急に結論を引き出さず、自らの先入観がクライアントによって訂正されることを期待することが必

1) 当時は NCSW の前身で全米慈善矯正会議 (NCCC) の時代である。なお、この名称が全米社会事業会議 (NCSW) と改名されたのは、1922年のワシントン D.C. での第50回大会からである。

2) Ronald G. Lewis and Man Keung Ho, "Social Work with Native American", *Social Work*, Vol. 20, No. 5, Sept. 1975. p. 379.

3) 彼らが秀れた文化を持っていて、米国の建国時の政治組織にもそれらが参考にされたことについては、鶴見俊輔『北米体験再考』, 1971, に詳しい。

要なのである。このようなワーカーのみがその人種に“養子縁組”を許されて、共に働けるのである。ましてや、白人の文化をそっくり模倣した自らが北米原住民であるワーカーはもはや自らの価値を認めないことにより、害以外の何物をも行ない得ないことになる¹⁾。

映画「ソルジャー・ブルー」以後、白人の方こそが侵略者であったという自覚を持つに至った米国社会は、その罪障感も手伝って今や静かなブームと言える程に北米原住民に関心を寄せ、書店の一面には北米原住民に関する書籍コーナーが置かれている所が多い。

もはや白人のワーカーが何かを為すというのではなく(つまり for the client でなく)、北米原住民自らが自らの力で自分のコミュニティを改革していく努力をなすという方向に (by the client, または from the client) 向っている。そういう中でのコミュニティ・ワークにおけるリーダーシップも、従来のような訓練されたワーカーによる資質的リーダーシップから、その地域やそれぞれの時点での分担されたリーダーシップ (shared leadership) に移行し、現在ではさらに土着的リーダーシップ (indigenous leadership) と言われるものが重視されている。

こうした中で、さらに多くの北米原住民が社会福祉の領域に参加することが望まれており、先に述べた NCSW の年次最優秀サービス賞はそれを激励したものと言える²⁾。

(2) 黒人のコミュニティ・アクション

筆者の個人的な米国についての印象を、あえて悪い面からのみ要約してみれば、米国とは競争社会、抑圧社会、差別社会、犯罪社会である。

ヴェトナム戦争後の種々の社会問題をかかえた米国社会で、真に米国の社会を変革していく力はあるもはや黒人にしかないということがしばしば言わ

れることがある。

しかも、公民権運動という政治的・法的に全国的なレベルで盛り上がる運動のみならず、建国以来の強い地方分権意識の中で各州・各都市・各コミュニティにおいて展開される草の根民主主義的な運動においても黒人の力は大きく注目されている。

表1は市政に対する人種別階層別の関心度である³⁾。これによれば、市の行なう業務に関して関心を抱いている度合は各階層において黒人の方が白人よりはるかに高く、特に上流・中流の黒人は「非常に」と「かなり」を合せるといずれも 98.8%, 90.8%という高率を示している。

表1 人種・階層別市政への関心度

階層および人種	調査グループの比率	非常に 関心がある	かなり 関心がある	あまり 関心がない
a. 上流階級の白人	16.7%	32.7%	50.0%	17.3%
b. 上流階級の黒人	2.5	45.3	53.5	1.2
c. 中産階級の白人	43.9	23.4	53.8	22.8
d. 中産階級の黒人	14.4	44.3	46.5	9.2
e. 下層階級の白人	15.1	18.7	45.6	35.8
f. 下層階級の黒人	7.4	35.5	43.3	21.2

注: a スペイン人系を除く。 b 少数の黒人以外の非白人を含む。

米国南部のブラックベルトと呼ばれる黒人密集地帯の中心地アトランタ市での別の調査によれば、関心を持つ問題別の市民団体数の比率は次の通りである (1970)⁴⁾。公民権など権利に関するプロテスト30%, 職業上の問題23%, 政府・市などの公的な計画18%, 社会福祉14%, 近隣問題9%, 投票などの政治行動6%。

次に、こうした黒人のコミュニティ・アクションがどのような理論的背景を持って実際に行動されているかを、最近のシカゴにおける研究「黒人コミュニティ・グループの戦略」から探ってみる。

シガン大学助教授の L. パリーはシカゴの貧困地区における33の黒人グループを調査し、そのコミュニティ・アクションを分析した。その際彼女は、「黒人のコミュニティ・オーガニゼーション」を「圧倒的に黒人によってコントロールされ、

1) R.G. Lewis and M.K. Hoo, op. cit., p. 382.

2) なお、1976年6月の第103回 NCSW (ワシントンD.C.) 大会では、「Advancing the Humane Society: The Unfinished Agenda of Democracy」という総テーマの下に、Edward Kennedy 上院議員、HEW 長官 David Mathews など3,000人が参加して、失業問題、国民健康保険、社会サービスなどに関して論議がなされた。

3) Frank X. Steggert, *Community Action Groups and City Governments*, 1975, p. 15.

4) Ibid., p. 29.

第2 変革に関する協調モデルと闘争モデルの特徴

協調モデル	闘争モデル
社会制度の均衡を重視 漸増していく変革 構成単位間の協力 コンセンサスに向っての一 致と説得 グループ間の関係を規定す る規則に同意 本来、社会秩序的	社会制度の不均衡に注目 根本的な変革 構成単位間の対決 変革を作り出すことを強行 グループ間の関係を規定す る規則に反対 本来、闘争的

50%以上のメンバーが黒人である、公的よりも私的に運営される自律的なグループが、黒人の全般的な福祉を改善することを第一義的な目的として黒人のコミュニティの中で行動すること」と定義している¹⁾。

この研究によれば、黒人のコミュニティ・アクションの理論的背景は社会変革に関して大きく「協調モデル」と「闘争モデル」に分けられる(表2参照)²⁾。

社会福祉、特にコミュニティ・オーガニゼーションの領域における変革モデルは、従来の協調モデルから闘争モデルに移行しつつある。ただ、両者間に急激な転回があるのではなく、ソーシャルワーカー達は前者から後者への連続線上に、その「介入の戦略」を考えているのである。

こうした二つのモデルとコミュニティ・グループの歴史の新旧との関連やそこにおけるリーダーの態度などに関して分析されるのは次のような5点である³⁾。

1 「介入の戦略」に関しては、古い組織では協調的、新しいものは闘争的である(表3参照)⁴⁾。新しいグループは「緊張関係」を創り出すことに

より、一般大衆からはラディカルと見られている。

2 古い組織の大多数のリーダー達は協調的戦略を好み、一方、新しい組織のリーダーの半数は闘争的戦略を支持する。

3 闘争的戦略への実際上の参加は新旧グループに大差はないが、それらの闘争的活動のタイプや範囲はかなりの差がある。新しい組織の方が幅が広い(例、ボイコット：新…35%、旧…7.7%、行進とデモ：新…30%、旧…15.2%、座り込み：新…40%、旧…38.5%)。

4 一般的にリーダーというものは従来の状態に留まる傾向が強く、協調的な戦略をとり続ける傾向がある。

5 闘争は過去に変革を引き起す最も効果的な戦略とは見られていなかったにもかかわらず、多くの組織によってとられている方法である。

1960年代後半頃より NASW の保守性が指摘され出して以来、NASW は貧困者、黒人、北米原住民、女性などに対し何をなし得てきたのかという批判も強く、また既存の活動団体でのリーダーの保守性も指摘される中で、ソーシャルワーカーや古いリーダーに依存しないコミュニティ・アクションが“push”というような形で高まりつつあり、従来の広義でのコミュニティ・オーガニゼーションは次第に大きく変化しつつあると言えよう。

「コミュニティ・アクション・グループと市当局」の著者、F.スタジャートは、(1)伝統的な政治制度は固定されたプロセスと伝統的な機構を持っているために、もはやコミュニティの主要なる問題を解決することができず、(2)新しい種類の“高度に信頼し合った”市民グループこそが、政治責任者と担当の役人をして都市の再開発という複雑な課題を遂行させる方法を提供できる、という報告を紹介して、これこそが「新しい市民参加」に関する総括的なメッセージであると賛辞を

表3 コミュニティ・グループの新旧による介入の戦略の差

組織の歴史	好みの戦略						実際にとった戦略					
	協調的		闘争的		計		協調的		闘争的		計	
旧	11	85.0%	2	15.0%	13	100.0%	8	61.5%	5	38.5%	13	100.0%
新	10	50.0	10	50.0	20	100.0	10	50.0	10	50.0	20	100.0

1) Lorraine R. Perry, "Strategies of Black Community Groups", *Social Work*, Vol. 21, No. 3, May 1976, p. 210.

2) Ibid., p. 211. の表を多少補筆。

3) Ibid., pp. 211~214.

4) Ibid., p. 212.

贈っているが¹⁾、この研究が多くの都市調査からなされたものであることから、このことは、今後米国の都市、地域で展開されるコミュニティ・アクションの方向を指し示すものと言えよう。

III 社会福祉方法論統合の現状と理論

米国のソーシャルワークの研究において、現在最も関心を集めているものは、この方法論統合の問題である。「統合」に対する志向は相当古くから生じていたが、1970年代に入って、それも特に73年以降その研究も理論的に急激に上昇したと言えよう。そうした動きと理論を検討してみる。

(1) 方法論統合の歴史

すでに1935年、L. メーヨーは次のように述べている。「ケースワークとグループワークの統合または結合は困難というものの、ある場合には、有能な人によって、処遇レベルでは、もはや区別できないほどに、二つの方法が融合することがあるし、そうあるべきである。」²⁾

この記述でもある程度分るように、方法論統合への志向というのはソーシャルワーカーの実際の活動の中から、自然にそして必然的に生じてくるものであって、理論の先走りでもなく、それは現実からの要請なのである。

しかし、この指摘が理論化されるまでにはその後約40年を要したのである。1950年代になって、社会状況に役立ち得るソーシャルワークという観点から、その方法の再検討がなされた際に、ソーシャルワークの本質をめぐっていくつかの「結合」に関する開拓的な研究が見られる。

特に1958年、G. ハーンは『ソーシャルワークにおける理論構築』³⁾という本を書き、その後の研究に大きな影響を与える『一般システム理論』(general systems theory)の導入をはかったので

あるが、その後63年までは、これに対する一般的な反応は殆どなく、彼自身の述懐によれば、この5年間は「孤独な時期」であったと言う⁴⁾。

しかし、この頃、個々の方法論の分野で、例えばグループワークのW. シュワルツは、1961年に、「集団の中の人々と働くソーシャルワーカー」という考えに基づいてソーシャルワーク実践の共通要因を探するという基本的な作業を始めていた⁵⁾。その後、シュワルツにとっては、「ソーシャルワーク実践の一般理論」(general theory of social work practice)の中にグループワークをどう位置づけるかが最大の課題となった。

1966年、ハーンはカナダと米国の社会事業大学院35校を選んで、この「一般システム理論」または「一般システム・アプローチ」を使用している研究者の調査を行なった。これによると、68人の回答の中で半数がそれを使用し、残りの半数は概念としてシステムを用いていることが明らかになった。

1967年、こうした中で、R. スモーリーが『ソーシャルワーク実践のための理論』⁶⁾を表わしたが、それに刺激されて social work practice という科目を設置する大学が増加し始めたことに注目した全米社会事業教育会議(CSWE)は、1968年のミネアポリスにおける年次総会で、「一般システム・アプローチ」に関する丸一日をかけたセミナーを開催し、250人の研究者を集めた程であった⁷⁾。

これ以降、社会福祉方法論統合への関心は全米的なものに拡大していくこととなる。

(2) 理論形成の3段階

方法論が現在のような「統合」の段階に至るまでには、次のような三つの段階があった。

- 1) F. Stegert, op. cit., p. 81. 彼は元シカゴ大学、ウィスコンシン大学などの教授で、現在、レンセラー都市・環境研究センターの教授。また「ミルウォーキー・コミュニティ・アクションおよびモデル都市計画」会長。
- 2) Leonard Mayo, "What May Institutions and Group Work Contribute to Each Other?", *Proceedings of the National Conference of Social Work*, 1935, p. 336.
- 3) Gordon Hearn, *Theory Building in Social Work*, 1958.

- 4) Gordon Hearn, "General Systems Theory and Social Work", Francis J. Turner ed., *Social Work Treatment ... Interlocking Theoretical Approaches*, 1974, p. 361.
- 5) William Schwartz, "The Social Worker in the Group", *The Social Welfare Forum*, 1961, p. 50.
- 6) Ruth Elizabeth Smalley, *Theory for Social Work Practice*, 1967.
- 7) その時の報告書は次のものである。The General Systems Approach: Contributions Toward an Holistic Conception of Social Work, 1969.

第一段階：方法論併用の時代

60年代後半までは社会事業大学院に入学する学生は、ケースワーク専攻とかグループワーク専攻などとはっきり分けられていたのであるが、実際の現場では伝統的な三つの方法のいずれもが必要とされる場合が多かったため、「集団と働くケースワーカー、個人と働くグループワーカー、個人と集団と働くコミュニティ・ワーカー」¹⁾ という形をとることが現実からの要請となった（現時点における日本での、精神障害者のためのデイ・ケア、障害者のための作業所開拓、問題児を支える児童指導員の仕事など、すべてこれに該当する）。

第2段階：方法論の「結合」

これは、「結合された方法」(combined method)とか、「複合方法」(multi-method)とか表現される次の段階の方法である。これには種々の形式がある。

スモリーは、ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションをクライアントに直接到達する方法として、これを「第一次プロセス」(the primary process または method) と呼び、またスーパービジョン、アドミニストレーション、調査、ソーシャルワーク教育を「第二次プロセス」(the secondary process) と呼び、それぞれ同一のコンテキストの中で発展してきた方法であると把握した²⁾。

また、J. ウィタカーは好評なテキスト『ソーシャル・トリートメント』を表わし、個人・家族・小集団を扱う方法をマイクロ・システムまたはミクロ的介入 (Micro Intervention) と呼び、組織・コミュニティ・社会を扱う方法をマクロ・システムまたはマクロ的介入 (Macro Intervention) と呼んだ³⁾。

ウィタカーはさらにすべての直接的処遇方法を「ソーシャル・トリートメント」という「古くて新しい援助方法」⁴⁾ の名称で表現した。

彼によれば、それは次のように定義される。

- 1) Allen Pincus and Anne Minahan, *Social Work Practice: Model and Method*, 1973, p. xii.
- 2) R. Smalley, op. cit., p. 17. and p. 44.
- 3) James K. Whittaker, *Social Treatment... An Approach to Interpersonal Helping*, 1974, pp. 43~45.

「ソーシャル・トリートメントとは、個人・家族そして小集団が彼らの社会的機能を発展させ、社会問題に対処し得るように援助するために、直接的・間接的な介入の戦略を用いる人間相互間の援助への一つのアプローチである。」⁵⁾

この第2段階はいずれにしても、従来の伝統的三方法の区別を維持しつつも、それらの共通の技術・概念・原則などを探り、実践の共通基盤を求めようとする段階であった。

第3段階：方法論の「統合」

この段階は、「統合されたアプローチ」(integrated approach)とか、「ジェネリックなアプローチ」(generic approach), 「統一的概念」(unitary concept)⁶⁾, または従来からの「全体的アプローチ」(holistic approach) などと呼ばれる段階である。

その名称からも分るように、これらのアプローチは第2段階とは全く異なった新しい次元での統合の模索を試みた方法である。それらの中より、代表的な理論のいくつかを紹介しつつ、現段階での統合の様子を次に考察する。

(3) 現在の統合理論

現在、米国では統合理論に関するすぐれた業績が続出しているが、その中で特に三つの統合理論の中から、関心を惹く部分を紹介しつつ、統合理論の全体像を把握することとしたい（この三つ以外にも注目すべきものとしては H. M. パートレット⁷⁾や、H. ゴールドシュタイン⁸⁾のものがある）。

a. システム論の基本的概念と可能性

……B. R. コンプトンおよびB. ギャラウェイ
統合の概念的枠組を与えるものとしてのシステム論への注目は既に述べた。コンプトンとギャラ

4) Ibid., p. 48. なお筆者の調べた範囲では、最初に "social treatment" が公式の場で論議されたのは 1924 年の第 51 回 NCSW トロント大会で家族福祉協会の Mary Brisley の発表の時である。

5) Ibid., p. 49.

6) Cf. Howard Goldstein, *Social Work Practice: A Unitary Concept*, 1973.

7) Harriett M. Bartlett, *The Common Base of Social Work Practice*, 1970.

8) H. Goldstein, op. cit., 1973.

ウェイはシステム論は従来分断して考えられていたものを相互関係にあるものとして捉え直すことにより、社会福祉専門職の機能に有効な知識を組織化するものであると評価する。

つまり、従来の分析的方法は全体的の一部としてのみ観察可能な現象を、各部分に分断してしまうことによって、人間と環境との相互作用という見方ができなくなるようにし、結局そのいずれかに重点を置いて社会福祉の諸現象を理解するというような方向に研究者やワーカーを導いて来たのである。

問題解決のためには、それら分断されたものの境界を越えることが必要であり、そのためにシステム論は組織化された知識を与える。しかし、システム論そのものに知識があるわけではなく、それは一つの道具にすぎない。

システム論理解の困難さは一般のソーシャルワーカーにとって見慣れないその単語の難解さにある¹⁾。その中で特に中心的な概念は、「開かれたシステム」、「境界」、「緊張」、「フィードバックと合目的なシステム」、「変化と安定」などである²⁾。

次に、コンプトンとギャラウェイが主張する¹³点に及ぶシステム論の持つ可能性（潜在的な価値）を筆者なりに要約する³⁾。

- 1 分析的モデルより多くのデータを扱い得る。
- 2 システム論の概念は幅広いクライアントに適用し得る。
- 3 社会問題に関係ある多くの諸要因を捉える枠組が得られる。
- 4 ソーシャルワークで長い間の論点であった人間と環境の問題に相互関係を見出す。
- 5 システム論によって、自己主導的行為を行なう存在として捉えられている人間は、環境を変革する。環境を人間に適応させるのである。
- 6 因果関係と変化の可能性についての見解を変える。変化の過程にクライアントが参加する。

1) システム論を社会福祉に持ち込んだ G. ハーンは、特に社会福祉実践者に対して、それをいかに教えるかという一節を書いている程である。F. Turner, op. cit., pp. 361~363.

2) Beulah Roberts Compton and Burt Galaway, *Social Work Processes*, 1975, pp. 60~66. なお、この書物は米国の大学院でのテキストとしてよく使用されている。

3) Ibid., pp. 66~67.

7 制度の持つ目的をワーカーの考察の中心にする。

8 ワーカーの主要な機能は、すべての人に相互変化の機会を与え、それを維持することであることを明確にする。

9 ワーカーをして、孤立に向っている住民と制度に対する関心を抱くようにしむける。

10 開かれたシステムには変化と緊張が本来的なものであることにより、緊張や闘争は病的であるという観念を変える。

11 ワーカーの関心が、クライアントの権利および社会システムの境界を越えることにあることを自覚させる。

12 変化がシステムの一部であるという認識は、クライアントの相互作用へのワーカーの介入は衝撃であることをワーカーに自覚せしめる。意味ある変化を与えるようなシステムの全体を変えようとしてはならない。介入のポイントを選ばなければならない。

13 ワーカーとクライアントを同一の相互作用の場に置く。ワーカー自身がソーシャル・システムの構成要因である。

b. 統合理論の研究方法及び実践におけるワーカーの機能と基本的技術

……A. ピンカスおよびA. ミナハン

統合理論の研究において、広い全体的な視野に立って、ソーシャルワーク実践の枠組を考察し（第一章）、実践への技術の適用に配慮し（第二章）、統合の事例をも三点に精選して記載（第三章）したことによって、極めて評価が高いのが、この『ソーシャルワーク実践……モデルと方法』である。

イ 研究方法

ピンカスとミナハンは最初、伝統的な三方法(CW, GW, CO)に共通する要素を知識・技術・価値などから引き出して、三つの方法に適合する一般原則を発見し、一つのモデルを作り上げようとしたのであるが、それらの伝統的方法に含まれている強力な既存の思考法から離れて、新しく考えることが非常に困難であることを悟り、それらの共通の核を発見する作業を放棄した。そして、次にとった新しい研究方法は次のようなユニークな

観点に立っていた¹⁾。

1 この新しいモデルは次のような二分された用語によって概念化を進めることを避けなければならない。……人間と環境、臨床的実践とソーシャル・アクション、マイクロ・システムとマクロ・システム（これは明らかに第2段階を越えるものである）。

2 このモデルは、変革への努力を試みている種々の人々と共になすべき課題がワーカーにあり、それらの人々との関係を保っているという事実と責任を持ち得るものでなければならない。

3 ワーカーは異なった規模とタイプの諸システムを通してクライアントを援助するが故に、このモデルによる実践の方法はいかなるシステムの一つだけに結びつくものであってはならない。

4 このモデルは独立した理論、例えば学習理論、自我心理学、コミュニケーション理論など、の一つだけに基礎を置くことがあってはならない。

5 このモデルは種々の変化に富む状況や背景においてなされるソーシャルワークを分析するのに適すると共に、非常に特殊なレベルでのソーシャルワーカーの技術・課題・活動に対しても責任を持つものでなければならない。

これらの研究の原則に加えて、ピンカスとミナハン²⁾は特に三点の研究の要点を考えていた²⁾。それは、(1)この理論構築は「目的の定まった、意図された変化のプロセス」としてソーシャルワークを見るという観点から導き出されるものであること、(2)他の人間サービスの専門職の中で、ソーシャルワークに独自の位置を与えるためになされるソーシャルワーク実践の基盤の再形成であること、そしてその基盤はゼネラリスト、スペシャリストの双方に与えられるものであること、(3)この理論は、「中範囲のモデル」であり、概念やテクニックを教える場合と、ワーカーが「変化を起させる人」(change agent)として、その行動を分析する場合に、充分に有効であるために、“スペシフィック”であると同時に、多くの状況に応用できるよう充分に“ゼネリック”であることを目

指すこと、そのために上記の研究方法4の立場をとりつつも、このモデルの諸要素を組織化するためには「一般システム・アプローチ」を用いること、などであった。

□ ソーシャルワーク実践における4つのシステム³⁾

ワーカーは、いかなる変革の努力においても彼と共にある人(対象)を、次の4つのシステムの一つまたは二つ以上に属するメンバーとして分類することによってワーカーの目的と彼らとの関係を明確にすることができる。その要点のみを略記する。

(1)「変化を起こさせるもの」としてのシステム(change agent system)……ワーカーは組織・機関によって「変化を起こさせる人」として雇用される援助者の全体を指す語である。

(2) クライアント・システム……ワーカーの援助を要請するクライアントはまた、ワーカーのサービスを承認した上で、「契約」⁴⁾(contract)に基づいて、ワーカーにサービスを果させる存在でもある援助を受けるシステム全体を指す。

(3) 標的システム(target system)……先の「変化を起こさせる人」が彼の目標を達成する際に、変化を起こさせ影響を与える人々を「標的」と呼称する。

(4) 活動システム……ワーカーが変革努力という目標を達成し、課題を成就する際に、ワーカーが協力する人々の全体を活動システムという。活動システムの目的は潜在的なクライアントまたは実際のクライアントに影響を与えることである。

ハ 介入活動(intervention activities)の7つの機能

この実践においてワーカーが達成しようとする機能は次の7点である。

(1) 人々をして彼ら自身の問題に対処する(coping)能力を強化せしめ、それを効果的に用い

3) Ibid., p. 53~63.

4) 「契約」という概念は今日の米国のソーシャルワーク理論の中で非常に重要な位置を占めている。その意義の一端については、秋山智久、「ソーシャル・グループワークの新しい方向——米国における五つのモデルを中心に——」、『ソーシャルワーク研究』Vol. 1, No. 4, 1975, p. 9. 参照。

1) A. Pincus and A. Minahan, op. cit., pp. xii~xiii.

2) Ibid., p. xiii.

るように援助すること,

(2) 社会資源の存在を知らない人々に資源と
の間の最初のつながりを形成すること,

(3) さらに, 人々と資源との相互作用を促進
すること,

(4) また, 資源を利用している人々との相
互作用も促進すること,

(5) 社会福祉政策を発展させ, 修正すること,

(6) 物質的な資源を配分すること,

(7) 逸脱行動や他の人々からの害をコント
ロールすること。

ニ ソーシャルワーク実践の基本的技術

実践に必要な技術を列挙すれば, 次のような
八点となる¹⁾。

①問題を査定する技術, ②データの収集の技術,
③クライアントと接触する技術, ④契約交渉の技
術, ⑤活動(システム)の形成の技術, ⑥活動(シ
ステム)の維持と調整の技術, ⑦影響を与える技
術, ⑧変革努力を終結する技術。

ホ このモデルに使用されている概念

一般システム理論に基づいて実践のための一つ
の準拠枠を構築しようとしたこのモデルを理解す
るために, このモデルが使用している概念・用語
の一部を大まかではあるが, 三つに分類して列挙
してみることとする。

① 価値と目標に関して……標的, 課題, 目的,
自己決定, 問題解決, 変革努力, 影響, 報償と罰,
価値と知識, 価値と態度の葛藤, 価値のジレンマ,

② プロセスと技術に関して……関係, 戦略,
介入, 弁護, 調整, 契約, 操作手続き, 相互作用,
意思決定, コミュニケーション, 情報, 説得・変
化の動機づけと抵抗, 評価, 終結。

③ ワーカーに関して……ワーカーの属性・機
能・権威・地位・役割。

最後にこうした「全体的なアプローチ」が, 具
体的にワーカーをどう把握しているかを見てみよ
う。

c. 実践におけるワーカーの役割と原則

……R. ミドルマンおよびG. ゴールドバーク

実践への「構造的なアプローチ」(a Structural
Approach)をとるという彼らの方法を, 彼らはま
た「新しいミクロ・レベルの実践モデル」とも呼
んでいる²⁾(この表現の限りにおいては, ミナハ
ンらの研究方法²⁾と異なっている)。

ところで彼らが使用している「サービス配達」
(service delivery) という用語は経済における生産,
分配, 交換, 消費などの概念と社会サービスとを
関連させて用いられたものである³⁾。

比較的短かいソーシャルワークの歴史は統一に
よるよりも「多様性」によって特徴づけられてき
た。そこには, 異なった分野における異なった実
践や考え方があった。例えば, MSW 対 PSW 対
児童福祉のソーシャルワーク とか, CW 対 GW
対 CO とか, 機能的 対 診断的 対 問題解決的と
か, リハビリテーション 対 社会化 対 再社会化
対 教育 対 ソーシャル・アクションとかいったも
のである⁴⁾。これらのうちの一つへの固執は現場
においては, あることには熟達をしながら他
のことには全く無知であるというような状態を作
り出してしまふ。ニードに対してクライアント中
心主義でなく, 筆者の言い方によれば, 「ワーカ
ー中心主義の技術的援助」によって, 相手のニード
と関連なく, とにかく自分の使用できる技術で
クライアントをとり扱おうとするわけである。

そこには専門職としてのアイデンティティが全
く欠如しているのであり, そのことの反省から
“ゼネリック”な方法を求め, 「一つの単一な社会
福祉専門職」(a single social work profession)を
追求しようとする関心が生じてきたのである⁵⁾。

イ ワーカーの実践に関する原則

こうした考察の中で, ミドルマンとゴールドバ
ークはワーカーの実践に関する共通な四つの原則
を主張した⁶⁾。

① ワーカーはクライアントに責任を持たなけ
ればならないという原則。クライアントのニード
に対応して生ずるワーカーとクライアントの課題

2) Ruth R. Middleman and Gale Goldberg, op. cit., p. 6.

3) Ibid., p. 3.

4) Ibid., p. 17.

5) Ibid., pp. 17~18.

6) Ibid., p. 32. and after.

1) A. Pincus and A. Minahan, op. cit., p. 98 and Part II.

は、双方の間に契約を結ばせる。

② ワーカーはクライアントの課題から生じてくる要求を追跡していかなければならないという原則。

③ ワーカーはクライアントの環境におけるサポートを最大限に利用しなければならないという原則。そこではワーカーが援助過程の中心的位置を占めてはいけな。また、既存の構造を修正することも必要とされる。

④ ワーカーは可能な限り争いのない状況は何かという仮定から出発しなければならないという原則。ワーカーの介入をも含めてクライアントにとって最も抑圧のないのはどういう状態かという考察が求められる。

□ ワーカーの役割

こうした原則に従って、特に②のクライアントの持つ課題によって、ワーカーは次のような四つの役割を使い分けることが必要となる。

① 仲介者 (broker)……クライアントに地域の社会資源を単に仲介する役割。

② 媒介者 (mediator)¹⁾……ニードと機関のサービスを媒介すると共に、不足な部分を機関に働きかけることにより、双方の自己実現をはかろうとする役割。そこでは、葛藤の状況にある二つのものの共通基盤やそれを不明にしている障害を発見することが課せられてくる。

③ 弁護者 (advocate)……ソーシャルワーク実践において、常にクライアントの権利を擁護するように弁護する役割。

④ 相談参加者 (conferee)……ワーカーが専門

1) この概念を最初に使用したのは、先に述べたW. Schwartzである。これに関する彼の見解については、秋山前掲論文、p. 10. 参照のこと。

教育と経験による特定の知識と技術を持ち寄ると同様に、クライアントも自らの生活状況で得た特定の知識を持ち寄り、共同してクライアントの体験している抑圧状況を軽減するように相談するという、相互依存とパートナーシップの関係における役割。

先に述べた実践の原則④に従って、③よりは②の役割、②よりは①の役割が望ましいということになる。例えそれが進行する場合にも速度が遅い方が良いとされる。

以上、種々ある方法論統合の理論のうち、一応代表的と思われるものを選んで、理論形成の様子を検討してみた。「統合」が現実からの要請であるとしても、日本の現実これら理論がいかに適用できるかが残された課題と言えよう。

※

※

これまでにとり上げてきた3点の問題以外にも、検討すべき多くの重要な項目が存在している。特に40年を経た社会保障法のその修正過程と現在の問題点²⁾や、社会福祉専門職の非専門職化と福祉教育の今後³⁾や、実践における行動変容 (Behavior Modification) の評価、独身者にも可能となった養子縁組、福祉施設におけるノーマライゼーションとインテグレーションなど、とらえるべき課題は多い。それらの今後の研究が待望される。

(1976. 7. 26)

2) Cf. Wilbur J. Cohen, "The Social Security Act 1935 to 1975: Forty Years of Progress", *Public Welfare*, Fall, 1975, Vol. 33, No. 4, p. 6.。最近の社会保障の概観としては、藤田貴恵子「大統領の社会保障・公的福祉構想〈アメリカ〉」、『生活と福祉』1976年6月, No. 242, p. 16. がある。

3) このことに関しては、一応筆者なりに次の小論を書いていた。秋山智久「米国における社会福祉専門職の現状と展望——非専門職化の流れの中で」, 弘済会館『社会福祉研究』第17号, 1975, p. 80.